

平成22年6月29日
第2192号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 自衛官の募集期間（321・総務課）……………1
- 自衛官採用試験の試験期日等（322・総務課）……………1
- 県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（323・環境整備課）……………2
- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（324・水産漁港課）……………3
- 平成22年度家畜商講習会の実施（325・中央家畜保健衛生所）……………5
- 建設業の許可の取り消し（326・秋田地域振興局総務企画部）……………5
- 開発行為に関する工事の完了（327・秋田地域振興局建設部）……………6
- 道路の供用開始（328、329・秋田地域振興局建設部）……………6
- 建築基準法による道路位置の指定（330・秋田地域振興局建設部）……………7
- 道路区域の変更（331・雄勝地域振興局建設部）……………7

公 告

- 給与入力照合システム開発に係る公告（情報企画課）……………7
- 旅費計算支援システム開発に係る公告（情報企画課）……………8
- 物品調達システム開発に係る公告（情報企画課）……………9
- 旅費計算支援システム開発及び物品調達システム開発の設計支援コンサルティングに係る公告（情報企画課）……………10

議会訓令

- 秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令（2・議会事務局総務課）……………11

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………11

告 示

秋田県告示第321号

平成22年度自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐竹敬久

募集期間

平成22年7月1日から同年9月10日まで

秋田県告示第322号

平成22年度自衛官候補生の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐竹敬久

試験期日	試 験 場		募 集 地 域
	名 称	位 置	
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野1番地	秋田県全地域
	大館地域職業訓練センター	大館市有浦一丁目8番33号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	能代市南部公民館	能代市河戸川南後田134番1号	能代市 山本郡

受付時に指定する日	学校法人ノースアジア大学	秋田市下北手字守沢46番1号	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
	由利本荘市ポートプラザアクアパル	由利本荘市北裏地54番1号	由利本荘市 にかほ市
	大仙市大曲交流センター	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号	大仙市 仙北市 仙北郡
	横手市ふれあいセンターかまくら館	横手市中央町8番12号	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第323号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成21年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
480件（うち、内容の変更を伴う協議件数 73件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
480件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
480件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬 入 量 (ト ン)			
	最終処分	中間処理	再生利用	合 計
燃え殻	－	409	－	409
汚泥	8,043	16,852	1,044	25,939
廃油	－	19,172	197	19,369
廃酸	－	8,978	－	8,978
廃アルカリ	－	10,665	－	10,665
廃プラスチック類	218	29,493	228	29,940
紙くず	－	162	－	162
木くず	－	765	38	803
繊維くず	－	3	－	3
動植物性残さ	－	－	－	－
金属くず	－	111	105	216
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	243	1,306	1,461	3,011
鉱さい	1,382	827	－	2,208
がれき類	－	1,571	5,296	6,868
ばいじん	－	1,110	－	1,110
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	5,148	32,488	105	37,740
感染性廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを含む。）	－	284	－	284
合 計	15,034	124,196	8,475	147,705

（注）単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（注）「－」は、値がゼロであることを示している。

- 5 環境保全協力金の納入額
32,728,600円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費に充てた。

秋田県告示第324号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

- 2 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多産少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- 3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- 4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- 5 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- 6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

- 7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。

- 1 平成21年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら

平成21年4月から平成22年3月まで 若干

- (2) まあじ

平成21年1月から12月まで 若干

- (3) ずわいがに

平成21年7月から平成22年6月まで 23トン

- 2 平成22年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら

平成22年4月から平成23年3月まで 若干

- (2) まあじ

平成22年1月から12月まで 若干

(3) ずわいがに

平成22年7月から平成23年6月まで 23トン

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

2 まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

3 ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業)	秋田県地先水面	平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第2種共同漁業権水域を除く）	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで	3,099

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業)	秋田県地先水面	平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第2種共同漁業権水域を除く）	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで	3,099

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第2種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第325号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、次のとおり平成22年度家畜商講習会を実施するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定に基づき、公示する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時

平成22年9月13日（月）から同月14日（火）まで
午前9時から午後5時まで（受付開始時刻は午前8時30分）

(2) 場所

秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 秋田県中央家畜保健衛生所

2 講習会の内容

(1) 家畜の取引に関する法令

(2) 家畜の品種及び特徴

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病

3 受講対象者

昭和37年4月1日以後に行われた家畜商法の規定による講習会を受講し、修了証明書の交付を受けている者以外の者で、今後家畜の取引を営もうとする者であること。

4 受講申込書の受付

(1) 期間

日曜日及び土曜日を除き、平成22年7月21日（水）から同年8月23日（月）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所

住所地を管轄する家畜保健衛生所

住所地が県外の者は、秋田県中央家畜保健衛生所

5 講習手数料

(1) 金 額 3,400円

(2) 納付方法 受講申込書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

6 その他

(1) 家畜商講習会受講申込書の様式については、秋田県内の各地域振興局農林部及び各家畜保健衛生所並びに各市役所及び各町村役場に問い合わせること。

(2) 講習会の受講者は、講習会の当日、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) 講習の詳細については秋田県中央家畜保健衛生所 総務・衛生指導班（電話018-864-0401）に問い合わせること。

秋田県告示第326号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

平成22年6月17日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社どうい住宅工業

秋田市港北新町7番38号

代表取締役 洞 井 章

秋田県知事許可（般-19）第40037号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年6月17日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成22年6月18日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社佐文工業

秋田市太平八田字藤ノ崎340

代表取締役 佐 藤 文一郎

秋田県知事許可（般-17）第11038号

(3) 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年6月18日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年2月26日付け指令秋建-2-53で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

男鹿市北浦西黒沢字東山47番地1

株式会社コタニ 代表取締役 古谷 祐規

2 開発区域に含まれる地域の名称

男鹿市北浦西黒沢字東山47番9、47番10、47番11、47番12、47番13、47番14、47番35、47番50

秋田県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	341号	秋田市雄和女米木字川崎25番7地先から字石川213地先まで

2 供用開始の期日 平成22年6月30日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年6月29日から同年7月13日まで

秋田県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田雄和本荘線	秋田市雄和戸賀沢字御江田173番1地先から女米木字川崎27番3地先まで

2 供用開始の期日 平成22年6月30日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年6月29日から同年7月13日まで

秋田県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
男鹿市脇本脇本字大石館69-1 天喜建設株式会社 代表取締役 天野 重喜	男鹿市脇本脇本字稲荷下144-1の一部、148-1の一部、197の一部	18.40メートル	6.00メートル	平成22年6月21日

秋田県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	108号	A 湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先から字造石67番1まで	14.00~29.00	0.166
	新	108号	A 湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先から字造石67番1まで	14.00~37.00	0.166
			B 湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先内	11.00~27.00	0.105

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年6月29日から同年7月12日まで

公 告

秋田県給与入力照合システムの導入について、公募型プロポーザルにより業務委託予定者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 名称
給与入力照合システム開発
- (2) 目的及び概要
「企画提案依頼書」で定める各事項による。
- (3) 履行場所
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎
秋田県企画振興部情報企画課
- (4) 履行期限
平成23年12月31日

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等において、同規模のシステムを開発した実績を有するものであること。
- (4) 公募期間中に国及び地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (5) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークを保有していること又はこれに準ずる社内規程を定めていること。
- (6) その他、企画提案依頼書に添付される給与入力照合システム開発企画提案競技実施要領による。

3 提案依頼書等の交付期間及び交付場所

- (1) 提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成22年8月9日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- (2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。
- (3) 交付方法は、紙及び電子媒体（CD-ROM）により交付する。

4 参加資格の確認手続き

- (1) 提出書類
 - ア 参加資格確認申請書
 - イ 会社概要等整理表（プライバシーマーク使用許諾証の写し又はこれに準ずる社内規程の写しを含む。）
 - ウ 受注実績整理表
 - エ 従事技術者証明書
 - オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書
- (2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成22年7月30日午後5時までとする。

5 公募期間

- (1) 応募者は、企画提案依頼書で定める企画提案書を公告日から平成22年8月9日までに提出すること。

6 その他

- (1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
- (2) 問い合わせ先
秋田県企画振興部情報企画課システム開発班
電話 018-860-4207

秋田県旅費計算支援システムの導入について、公募型プロポーザルにより業務委託予定者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 名称
旅費計算支援システム開発
- (2) 目的及び概要
「企画提案依頼書」で定める各事項による。
- (3) 履行場所
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎
秋田県企画振興部情報企画課
- (4) 履行期限
平成23年12月31日

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等において、同規模のシステムを開発した実績を有するものであること。
- (4) 公募期間中に国及び地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (5) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークを保有していること又はこれに準ずる社内規程を定めていること。

る社内規程を定めていること。

(6) その他、企画提案依頼書に添付される旅費計算支援システム開発企画提案競技実施要領による。

3 提案依頼書等の交付期間及び交付場所

(1) 提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成22年8月9日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。

(3) 交付方法は、紙及び電子媒体（CD-ROM）により交付する。

4 参加資格の確認手続き

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書

イ 会社概要等整理表（プライバシーマーク使用許諾証の写し又はこれに準ずる社内規程の写しを含む。）

ウ 受注実績整理表

エ 従事技術者証明書

オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書

(2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。

(3) 提出期限は、平成22年7月30日午後5時までとする。

5 公募期間

(1) 応募者は、企画提案依頼書で定める企画提案書を公告日から平成22年8月9日までに提出すること。

6 その他

(1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。

(2) 問い合わせ先

秋田県企画振興部情報企画課システム開発班

電話 018-860-4207

秋田県物品調達システムの導入について、公募型プロポーザルにより業務委託予定者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 名称

物品調達システム開発

(2) 目的及び概要

「企画提案依頼書」で定める各事項による。

(3) 履行場所

秋田県秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎

秋田県企画振興部情報企画課

(4) 履行期限

平成23年12月31日

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(3) 国又は地方公共団体等において、同規模のシステムを開発した実績を有するものであること。

(4) 公募期間中に国及び地方公共団体より指名停止を受けていないこと。

(5) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークを保有していること又はこれに準ずる社内規程を定めていること。

(6) その他、企画提案依頼書に添付される物品調達システム開発企画提案競技実施要領による。

3 提案依頼書等の交付期間及び交付場所

(1) 提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成22年8月9日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。

(3) 交付方法は、紙及び電子媒体（CD-ROM）により交付する。

4 参加資格の確認手続き

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書
- イ 会社概要等整理表（プライバシーマーク使用許諾証の写し又はこれに準ずる社内規程の写しを含む。）
- ウ 受注実績整理表
- エ 従事技術者証明書
- オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書

(2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。

(3) 提出期限は、平成22年7月30日午後5時までとする。

5 公募期間

(1) 応募者は、企画提案依頼書で定める企画提案書を公告日から平成22年8月9日までに提出すること。

6 その他

(1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。

(2) 問い合わせ先

秋田県企画振興部情報企画課システム開発班

電話 018-860-4207

秋田県「旅費計算支援システム開発」及び「物品調達システム開発」設計支援コンサルティングについて、公募型プロポーザルにより業務委託予定者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 名称

秋田県「旅費計算支援システム開発」及び「物品調達システム開発」設計支援コンサルティング業務

(2) 目的及び概要

「企画提案依頼書」で定める各事項による。

(3) 履行場所

秋田県秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎

秋田県企画振興部情報企画課

(4) 履行期間

契約日から平成23年3月25日まで

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(3) 国又は地方公共団体等において、同規模のシステムを開発した実績を有するものであること。

(4) 公募期間中に国及び地方公共団体より指名停止を受けていないこと。

(5) その他、企画提案依頼書に添付される設計支援コンサルティング業務委託企画提案競技実施要領による。

3 提案依頼書等の交付期間及び交付場所

(1) 提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成22年7月9日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。

(3) 交付方法は、紙及び電子媒体（CD-ROM）により交付する。

4 参加資格の確認手続き

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書
- イ 会社概要等整理表
- ウ 受注実績整理表
- エ 従事技術者証明書
- オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書

(2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。

(3) 提出期限は、平成22年7月9日午後5時までとする。

5 公募期間

(1) 応募者は、企画提案依頼書で定める企画提案書を公告日から平成22年7月13日までに提出すること。

6 その他

(1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。

(2) 問い合わせ先

秋田県企画振興部情報企画課システム開発班

電話 018-860-4207

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第1号

事務局 一般

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

秋田県議会議長 富 樫 博 之

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程（昭和三十年十月一日制定）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に、「第十八条第二項」を「第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条」に、「第十八条第二項中」を「第十八条中」に改め、「及び第十八条第二項」及び「第十八条第三項中「所屬長」とあるのは「総務課長」と」を削り、「様式」を「様式第一号」に改め、「「所屬長」とあるのは「所屬課長」と、「人事課長」とあるのは「事務局長」と」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年六月二十九日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一湯沢市本庁の項中「議会事務局 局長」を「議会事務局 事務局長」に改め、「文書法制班長」を削り、

「局長」 「事務局長」

「秘書班長」を「秘書広聴班長」に、局長 を 事務局長 に改め、同表湯沢市出先機関の項中「総合支所 支所
局長」 「事務局長」 福祉事務所 所長

長、課長
、課長」を「総合支所 支所長」に改め、同表藤里町本庁の項中「出納室 会計管理者」を「会計課 会計管理者、課長」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合出先機関の項中「事務長」を「施設長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号